

○町田市介護保険条例

平成 12 年 3 月 31 日

条例第 33 号

(介護保険苦情相談調整会議)

第 8 条 本人等からの介護保険に係る相談に対応するため、町田市介護保険苦情相談調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、市長の諮問に応じ、本人等の相談に係る介護保険に関する問題の解決に必要な事項について協議し、答申する。

3 調整会議は、介護苦情解決専門員 5 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3 名以内

(2) 民生委員 1 名

(3) 事業者等の代表 1 名

4 前 3 項に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○町田市介護保険条例施行規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 32 号

(調整会議の専門員の任期)

第 5 条 条例第 8 条に規定する町田市介護保険苦情相談調整会議（以下「調整会議」という。）の介護苦情解決専門員（以下「専門員」という。）の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 20 規則 15・一部改正、平 20 規則 79・旧第 7 条の 3 繰上)

(調整会議の会長)

第 6 条 調整会議に会長を置き、専門員の互選により定める。

2 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する専門員が、その職務を代理する。

(平 20 規則 15・一部改正、平 20 規則 79・旧第 7 条の 4 繰上)

(調整会議の会議)

第 7 条 調整会議は、会長が招集する。

(平 20 規則 15・一部改正、平 20 規則 79・旧第 7 条の 5 繰上)

(調整会議の庶務)

第 8 条 調整会議の庶務は、いきいき生活部介護保険課において処理する。

(平 20 規則 15・全改、平 27 規則 49・一部改正)